

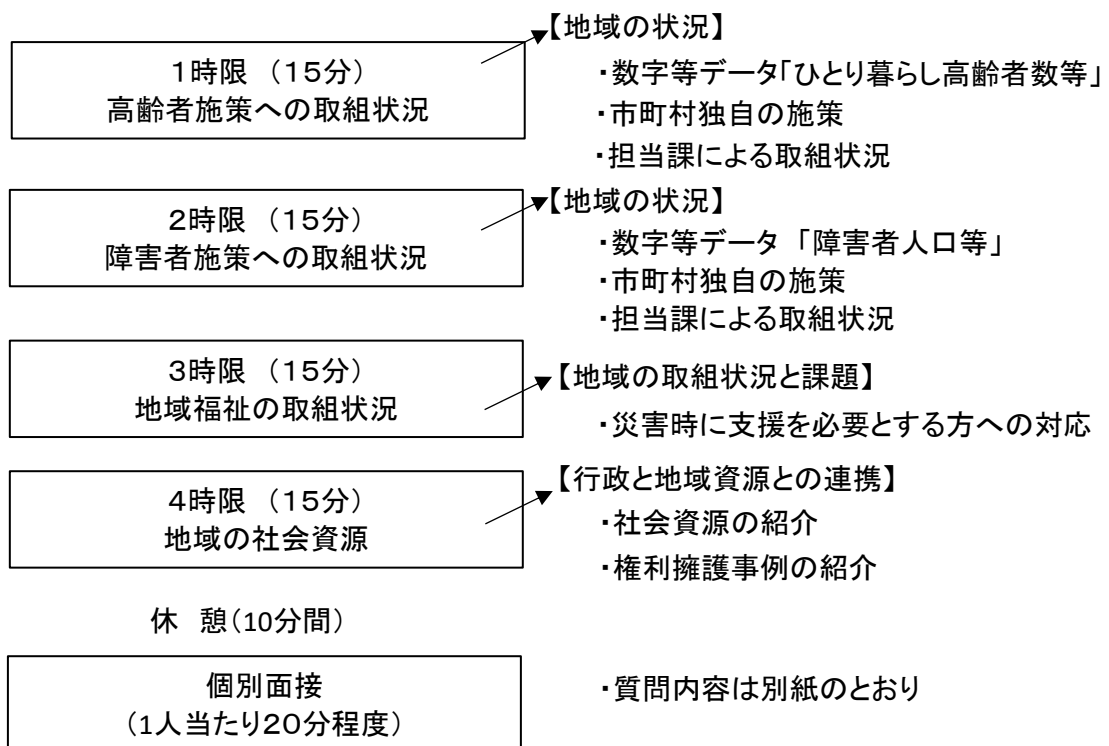
令和元年度 市民後見人養成講座修了生の面接及び講義の流れ

①修了生向け、日程等の周知

期日、会場、担当者、持ち物等を説明

- 期日については、通知の日から3月19日(木)までの期間とする。
- 会場については、当該市町村の役場とする。
- 担当者については、当該市町村の取組に係る担当部署職員とする。
- 修了生の持ち物については、ノート、筆記用具等を持参する予定である。
- 会場までの交通手段については、修了生の判断とする。
自家用車の場合は、駐車禁止になっているスペース等の事前説明が必要である。
- 荒天の場合は、延期とする。日程を調整し、後日での実施となる。
- やむを得ない事情(感染症等による体調不良や忌引き)により、修了生が欠席した場合については、当該市町村の判断で決定してください。
例1 欠席した修了生への連絡と日程調整を行い、後日実施する。
例2 欠席した修了生との面接のみを後日実施する。

②講義と面接の実施



③水戸市社会福祉協議会への連絡、報告